

E P Sの新会計基準公表

制度調査部
吉井 一洋

B P Sの算定方法に要注意

【要約】

A S B J（企業会計基準委員会）は、2006年1月31日に改正企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、同適用指針及び実務上の取扱いを公表した。

基本的には、用語の修正やE P S（1株あたり純利益）の分子から役員賞与を除外する規定を削除する等、新会社法に対応する改正内容となっている。

B P S（1株あたり純資産）については、分子の純資産から少数株主持分、新株予約権を除外することとしている。

新しい会計基準・適用指針・実務上対応報告は、会社法施行日（2006年5月予定）以後終了する中間期・決算期から適用される。

A S B J（企業会計基準）は、2006年1月31日に、以下の改正会計基準・適用指針・実務上の取扱いを公表した。

改正企業会計基準第2号「1株あたり当期純利益に関する会計基準」

改正企業会計基準適用指針第4号「1株あたり当期純利益に関する会計基準の適用指針」

改正実務対応報告第9号「1株あたり当期純利益に関する実務上の取扱い」

今回の改正点は次のとおりである。

1. 新会社法等への対応
 - (1)用語の修正
 - (2)役員賞与の取扱いの改正
2. B P S（1株あたり純資産）の取扱い
3. 未公開会社のストック・オプション

現行の会計基準・適用指針では、E P S（1株あたり当期純利益）の計算上、分子の当期純利益から利益処分による役員賞与を分子の「当期純利益」から除外している。改正会計基準・適用指針では、新会社法の制定や企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」の公表に伴い、利益処分による役員賞与を分子の「当期純利益」から除外する規定を削除している。

適用指針ではE P Sの他にB P S（1株あたり純資産）の計算方法を定めているが、改正適用指針では、分子の「純資産」から新株予約権などを除外することとしている。2005年12月9日に公表された企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」等では、貸借対照表上の「純資産」に新株予約権などを含む内容となっているが、これとは整合性が取れていない^(注1)。

(注1) D I R 制度調査部情報「確定版 資本が変わる！ R O Eが変わる！」（2005.12.12 吉井一洋）参照

実務対応報告では、未公開の子会社のストック・オプションの取扱いについて、ストック・オプシ

ヨンの新会計基準導入にあわせた見直しを行っている。
 改正会計基準・適用指針・実務対応報告は、新会社法施行期日（2006年5月予定）以後終了する中間連結会計期間・中間会計期間の中間連結財務諸表・中間財務諸表、連結会計年度・事業年度の連結財務諸表・財務諸表から適用される予定である。

以下、改正内容を解説する。

1. 新会社法等への対応

(1) 用語の修正

改正会計基準・適用指針では、新会社法の制定に合わせて、「転換予約権付株式」という用語を「一定の取得請求権付株式」、「利益処分」という用語を「剰余金の配当」、「利益配当請求権」という用語を「配当請求権」、「発行価額」という用語を「払込金額」に改めている。

「新株式払込金」、「自己株式払込金」という用語は削除されている。従来、会社が新株の発行や自己株式の処分を行う場合、新株や処分した自己株式の取得者は、払込期日の翌日から株主になることとされていた。しかし、2004年10月の商法改正で、払込期日から株主になるよう改められた。新会社法でも同様の取扱いがなされている。そこで、払込期日の1日だけ計上される払込額を示すこれらの科目は不要となったため、改正後の会計基準・適用指針から削除することとしている。払込期日の前日まで計上される「新株式申込証拠金」や「自己株式申込証拠金」という用語（科目）は残されている。

2005年12月9日に公表された企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」等により、従来の貸借対照表上の「資本の部」の表示方法が改められたため、これに伴い用語を改めている。従来の「資本の部」という語は廃止され、「純資産の部」に改められている^(注1)。

(2) 役員賞与等の取扱い

「1株あたり当期純利益」の会計基準は、「普通株主」（普通株式を有する株主）に帰属する「1株あたり当期純利益」（以下「EPS」という）、「潜在株式調整後1株あたり当期純利益」（以下「潜在株式調整後EPS」）の計算を目的としている。

具体的にはEPS、潜在株式調整後EPSは、以下の算式で算定する。

$$\begin{aligned}
 \text{EPS} &= \frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}} \\
 &= \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}} \\
 \text{潜在株式調整後EPS} &= \frac{\text{普通株式に係る当期純利益} + \text{当期純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数} + \text{普通株式増加数}}
 \end{aligned}$$

(注2) 厳密に言えば普通株式だけでなく、普通株式と同等の株式も対象とする。

旧適用指針では、以下の～は、「普通株主に帰属しない金額」として分子の当期純利益の額から控除することとされていた。

優先配当額

配当優先株式に係る消却(償還)差額

普通株主以外の株主が当期純利益から当期の配当後の配当に参加できる額(「参加可能額」)

利益処分による役員賞与(取締役及び監査役に対する賞与)の額

改正適用指針では、上記のうち を削除している。即ち、E P S 及び潜在株式数調整後 E P S の計算の際に、分子の当期純利益から、役員賞与を控除しないこととしている。さらに B P S の計算においても同様の改正が行われている。その理由は次のとおりである。

2005 年 11 月 29 日に公表された企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」では、役員賞与を利益処分では無く、発生時に費用計上することとしている^(注 3)。役員賞与の支給手続きは、これまで利益処分によることが一般的であったが、新会社法には利益処分に関する規定が存在しない。このため企業会計基準第 4 号では、支給手続きに応じて「未処分利益の減少」と「費用処理」に分かれていた役員賞与の会計処理を、発生時の費用処理に一本化することとしている。

(注 3) D I R 制度調査部情報「役員賞与の会計処理、費用計上が決定」(2005.12.8 斉藤純)参照

これにより、役員賞与支給の対象となる事業年度の損益計算書の当期純利益は、役員賞与の額を控除した後の金額となる。したがって、これまでのように E P S の計算の際に、分子の当期純利益から役員賞与を控除する必要はなくなる。

企業会計基準第 4 号適用後は、役員賞与を発生時の費用として計上するため、当期純利益の減少を通じて期末の貸借対照表の純資産額も減少する。したがって、B P S の計算の際も、改めて分子の純資産から役員賞与を控除する必要はなくなる。

2. B P S (1 株あたり純資産) の取扱い**(1) 算定方法**

改正適用指針では、B P S (1 株あたり純資産) の算定にあたり、以下を分子の「純資産」から控除することとしている。

新株式申込証拠金

自己株式申込証拠金

普通株式よりも配当請求権または残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(当該優先的な株式に係る資本金及び資本剰余金の合計額)

当該会計期間に係る剰余金の配当であって普通株主に関連しない金額

新株予約権

少数株主持分(連結財務諸表の場合)

上記のうち 新株予約権、 少数株主持分は、従来の貸借対照表上は純資産には含まれていなかったが、前述した企業会計基準第 5 号により貸借対照表上の純資産に含まれることになった項目である。^(注 4)

(注 4) D I R 制度調査部情報「確定版 資本が変わる！ R O E が変わる！」(2005.12.12 吉井一洋)参照

(2) 注記

改正後の適用指針では、新しい貸借対照表上の「純資産」と B P S 算定上の分子の「純資産」との間に従来以上の差が生じることとなったため、B P S の算定上の基礎を注記することが望ましいとしている。

議論の過程では、このような注記を義務付けることも検討された。しかし、財務諸表作成者側から、会計基準ではなく適用指針によって注記を義務付けることは問題であるとの指摘を受け、注記を義

務付けず、「望ましい」とするに留めた。

なお、適用指針では設例 11 を新しく設けて、BPS の算定方法を解説している。

(3) 新適用指針に対する筆者の意見

投資家の混乱を避けるためには、貸借対照表上の「純資産」と、BPS の分子の「純資産」は、可能な限り揃えることが望ましい。しかし、適用指針で定める BPS は、「普通株主に関する企業の財政状態を示す」ことを目的としているため、前ページの ~ の項目は普通株主に帰属しないものとして、分子から除外することとしている。

、 は株式がまだ発行等されていないため、これに併せて分子の方も除外するという趣旨である。
、 は普通株式以外の株式に関するものである。したがって、 ~ を除外することには問題はない。 の「少数株主持分」についても、現行の連結財務諸表制度が経済的単一体説ではなく親会社説を採用しており「普通株主」は開示会社（親会社）の普通株主を想定していること、EPS の分子の当期純利益からは少数株主利益は除外されている^(注5) ことなどを考えれば、分子から除外されることもやむを得ないと思われる。

(注5) 米国の FASB (財務会計基準審議会) と IASB (国際会計基準審議会) が 2005 年 6 月に共同で公表した非支配持分 (少数株主持分) に関する公開草案でも、EPS は少数株主持分利益を除外した利益により EPS を算出することとしている。

これに対し、 の「新株予約権」まで分子の「純資産」から除外することには問題がある。大量の銘柄に投資する投資家の場合、個別の銘柄についていちいち財務諸表を確認する時間的な余裕は無い。財務諸表に代わるものとして、ROE、EPS、BPS などの指標を用いている。これらについては、以下の関係が成立すると理解されている。

$$EPS = BPS \times ROE$$

ROE については、BPS と異なり会計基準や適用指針で算定方法は定められていない。新しい貸借対照表導入後の ROE を算定する際には、海外企業との比較可能性などを考えると、個人的には、分母に新株予約権を含めるべきものと思われる。一方、新適用指針の BPS では新株予約権を除外するため、上記の関係は成り立たなくなり、投資家の混乱を招くことが予想される。^(注6)

(注6) 権利行使の際に発行される新株が普通株式である限り、「新株予約権」は「普通株主」に係るといえる。「新株予約権」が現金の払い込みにより発行されたものであろうと、ストック・オプションであらうと、対価は現金や役務の提供により支払済みであり、既に「普通株主」に帰属すると考えることもできよう。

これについては、ROE は普通株主に帰属する部分のみを算定することを目的としているわけではなく、適用指針上の BPS とは目的が異なるものと理解して割り切るしかなかろう。

3. 未公開の子会社のストック・オプション

連結上の潜在株式調整後の EPS を算定する際の潜在株式には、有価証券報告書等の提出会社である親会社の潜在株式は含まれるが、子会社が発行する潜在株式は含まれない。ただし、子会社の潜在株式が権利行使されたと仮定した場合、親会社の持分比率が変動により、連結上の当期純利益が減少することがある。このような場合は、連結上の潜在株式数調整後 EPS の算定上、当該当期純利益の減少を反映させることになる。

子会社が一定期間の勤務を条件とするストック・オプションを役職員等に付与している場合、連結上の潜在株式数調整後の EPS を算定する際には、自己株式方式が用いられる。具体的には、ストック・オプションの行使価格が子会社株式の期中平均株価を下回る場合は、権利行使を仮定し、子会社に対する親会社持分比率が変動（通常は減少）したものとみなす。その結果、連結上の当期純

利益が減少するときは、当該減少を、連結上の潜在株式数調整後 E P S の算定にあたって考慮する。

ただし、子会社が未公開企業であり、その普通株式に市場価格が無い場合は、期中平均株価の算定が困難である。そこで、従来の「実務対応報告」では、未公開企業である子会社が発行するストック・オプションについては、連結上の潜在株式調整後 E P S の算定に当たり、原則として、考慮する必要はないこととしていた。

しかし、2005年12月27日に公表された企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」では、未公開企業でも、ストック・オプションの費用計上を求めている^(注7)。この際のストック・オプションの価値は、付与日の公正価値ではなく、本源的価値(株価 - 行使価格)によることも可能であるが、本源的価値を算出するためには、当該未公開企業の合理的な株価を算定する必要がある。

(注7) D I R 制度調査部情報「ストック・オプションの新会計基準公表」(2005.12.30 吉井一洋)参照

したがって、改正後の「実務対応報告」では、未公開企業である子会社の期中平均株価を算定し、ストック・オプションの行使価格がこの期中平均株価を下回る場合には、権利行使を仮定することになる。その結果、子会社に対する親会社持分比率が変動(通常は減少)し、連結上の当期純利益が減少するときは、当該ストック・オプションを、連結上の潜在株式数調整後 E P S の算定にあたって反映させることになる。

その際の当該子会社の期中平均株価の算定方法として、ストック・オプションの価値算定に用いた付与日の価値又は各期末において合理的な方法で算出した子会社株式の価値をもとに、前期末(付与日の属する事業年度は付与日)と当期末の平均値を期中平均株価とみなす簡便法の適用が認められている。

4. 適用時期

新会計基準・適用指針・実務対応報告は、会社法施行日(2006年5月予定)以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間、並びに連結会計年度及び事業年度から適用される。

3月決算会社の場合は、2006年9月中間期の中間財務諸表・中間連結財務諸表から適用される。